

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 7 年 7 月 7 日

広島県知事 湯崎 英彦

1 業務内容

(1) 業務名

「(仮称) 広島県建設産業ビジョン 2026」策定支援業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県土木建築局建設産業課（広島県庁北館 6 階）

(5) 事業予算額

4,183 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「61L 計画策定・計画策定支援」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本県調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付期間

令和 7 年 7 月 7 日（月）から令和 7 年 7 月 15 日（火）までの間、随時交付する。

イ 入手方法

広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければなら

ない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県土木建築局建設産業課（広島県庁北館 6 階）

電話：082-513-3822（ダイヤルイン）

メールアドレス：dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

ウ 提出期限

令和 7 年 7 月 15 日（火） 午後 5 時（必着）

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとし、電子メールの件名は「【参加資格確認】「(仮称) 広島県建設産業ビジョン 2 0 2 6」策定支援業務」とすること。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 7 月 16 日（水）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(2)イの場所

イ 提出期限

令和 7 年 7 月 23 日（水） 午後 5 時（必着）

ウ 提出方法

持参、郵送等又は電子メールによる。ただし、郵送又は電子メールによる場合は、上記イの期限までに必着することとし、電子メールの件名は「【提案書】「(仮称) 広島県建設産業ビジョン 2 0 2 6」策定支援業務」とすること。

なお、持参又は郵送により提出する場合であっても、提案書の PDF データを電子メールによって提出するものとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書及び提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、「(仮称) 広島県建設産業ビジョン 2 0 2 6」策定支援業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) プレゼンテーション審査

次のとおり、プレゼンテーションによる審査を実施する。

ア 日 時：令和 7 年 7 月 25 日（金）

イ 場 所：オンライン

ウ その他：開始時間等の詳細は、別途通知する。

(3) 提案書評価基準

評価項目については、「「(仮称) 広島県建設産業ビジョン2026」策定支援業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(4) 結果の通知

令和7年7月28日(月)までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者(ただし、契約解除の要因となった業種は、「61L 計画策定・計画策定支援」の資格に限る。)

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局建設産業課(広島県庁北館6階)

電話(082)513-3822(ダイヤルイン) ファクシミリ(082)223-3593

メールアドレス dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp